

# ホームページ広告掲載 取扱要綱

## 社会福祉法人 麗寿会

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人麗寿会（以下、(福)麗寿会）がインターネット上に公開しているホームページへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 (福)麗寿会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（インターネットのホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）とし、バナー広告から遷移するホームページの内容（以下「広告の内容」という。）が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第8項に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) 主に労働者の募集に係るもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (10) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (11) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (13) 世論が大きく分かれているもの
- (14) 個人の宣伝に係るもの
- (15) 法人運営に支障があると認められるもの
- (16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が(福)麗寿会ホームページを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、(福)麗寿会が指定する位置とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画面表示は、サイズ：縦70ピクセル × 横140ピクセル であること。
- (2) GIF形式またはJPEG形式で各広告主が作成の上、入稿すること。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、月を単位とし、6ヵ月以上から12ヵ月までとする。

2 掲載期間について、法定点検及び災害による(福)麗寿会ホームページの公開の中断に伴う期間の

延長は認めない。

3 掲載期間の更新は、掲載期間の終了日の1ヵ月以内に互いの意思表示が無い場合には、同内容、同条件にて自動更新とする。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第7条 (福) 麗寿会ホームページに掲載する広告の広告主として適当であると認められる者

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告の掲載を受けようとする者は、掲載を希望する日の2ヵ月前までに、所定の申込書にて、

(福) 麗寿会の法人本部に申し込まなければならない。

(掲載料の納付)

第9条 広告主(広告掲載に係る契約を締結した広告主に限る。以下同じ。)は、(福)麗寿会からの請求書を受領ののち、広告掲載を開始する日の10日前までに、掲載期間に係る掲載料を一括して支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、第4条に規定する規格により広告の原稿を作成し、広告の掲載を開始する日の10日前までに(福)麗寿会の法人本部に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取りやめの申出)

第12条 広告主は、広告掲載を取りやめようとする時は、書面により(福)麗寿会に申し出なければならない。

(契約の解除)

第13条 (福)麗寿会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

(1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 広告主が第9条の規定に違反して10日前までに掲載料を納付しないとき。

(3) 広告主が第10条の規定に違反して10日前までに広告の原稿を提出しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

2 (福)麗寿会は、前項の規定により広告の契約を解除した時は、書面により広告主に通知するものとする。

(掲載料の返金)

第14条 既納の掲載料は、返金しない。但し、第12条の申出が、(福)麗寿会ホームページ上への広告掲載前の場合に限り、既納の掲載料の全額を返金する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は(福)麗寿会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。